

2022年6月27日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
 大手門タワー  
 西村あさひ法律事務所

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生  
 同 佐々木 秀 先生  
 同 石崎 泰 哲 先生  
 同 山本 晃 久 先生  
 同 瀬川 堅 心 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
 有楽町電気ビル南館5階552  
 弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社  
 代理人弁護士 戸田 裕 典  
 同 鈴木 多 門  
 電話 03-6435-5689  
 FAX 03-6435-5699



## 回答書(4)

## 前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した、2022年6月3日付「回答及び質問状（5）」と題する書面（以下「質問状（5）」といいます。）について、必要と認められる範囲で回答するとともに、貴社の各質問状等に係るリリースに対し、引き続き厳重に抗議させていただきます。

また、当社としては、貴社が当社からの質問事項に対し十分なご回答をいただけていないと考えておりますため、「株主共同の利益」に資するとの観点から、これまでの貴社の業績や情報開示に対する現経営陣の考え方等の点につき、改めて質問させていただいておりますので、ご回答の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にて使用した略語を本書面においてそのまま使用させていただきます。

## 1 貴社の追加質問事項について

### (1) 大場氏との関係について

大場氏と当社との間に、何ら関係がないことは既に述べたとおりです。

また、前代表の橋祐司氏に対しても接触を試みましたが、無応答でありましたので、質問状（4）の追加質問①ないし③の点については、当社（尾端）において回答は出来かねます。

なお、貴社の回答書（3）において、貴社が「各報道」として、「唯一の」情報源となっていた「Access Journal（編集長：山岡俊介氏）」について、その詳細につきご質問させていただきましたが（その他の「報道」機関において同様の「各報道」があったのでしたら、その旨ご教示ください。）、大前提として、そもそも貴社及び貴職らは、同報道機関についての調査を行われてはいないのでしょうか。調査の有無についてご回答ください。

当社としましては、貴社及び貴職らが当該報道機関の記事について、恰もそれが真実であるかの如く、公然と個別具体的かつ繰り返し記載されていることから、予め信用し得るか否かにつき調査を行っていて然るべきであると考えております。仮に調査をされていないということであれば、どうして調査する必要がないと判断されたのか、ご回答ください。

また、貴社及び貴職らは、「疑惑を抱く根拠の一つとしている各報道については、同様の措置を執られていないものと理解しております。」と繰り返し述べられております。こちらも繰り返しになりますが、テレビ局や新聞社、名の知れた雑誌社などであればともかく、当社は当該機関ないし当該人物について、どの程度信用しうるのか、まったく把握できておりません。その上で申し上げますが、そのような無名の報道機関が公然と事実の掲示を行うのと、たとえ同じような内容の記事であったとしても、上場企業及び法律事務所が（しかも適時開示を通じて）公然と事実の掲示を行うのとでは、全く重みが異なることは言うまでもありません。上場会社である貴社及びその代理人である貴職らは、自身の判断に基づき、自らの名において、当社を誹謗中傷する内容の記事を引用した質問状を広く開示することにより、貴社の株主はもちろん世間一般にこれを拡散させているのですから、その影響力は上記報道機関に比べても圧倒的に大きく、ひいてはそれに伴う責任も重大であるといえます。

以上のことから、改めてご回答の程よろしくお願ひいたします。

なお、貴社の元にも届いるものと思いますが、大場氏より、2022年6月16日付けで貴社に加えて、当社、布山氏及び株式会社東京証券取引所宛に「照会書」と題する書面の送付を受けております。当該書面には、同氏が貴社に対し、同氏の個人情報や虚偽の事実を記載した文書を開示したとして損害賠償請求訴訟を提起したことに加え、同氏が週刊誌の記者の取材を受け、その記者が、ナガホリの代理人弁護士が使っている調査会社から、ナガホリを擁護する記事を書いて週刊誌に掲載するよう依頼され、リーク情報を渡されたと

言い、同氏に添付の関係図を見せてきた旨、その関係図には、その内容が真実であるとすれば、ナガホリの内部者しか知り得ないはずの情報（株主の氏名・名称、株式売買の日付や株式の保有割合等の情報）が記載されていた旨などが述べられており、その上で、当該情報が記載された関係図を週刊誌の記者がどうして所持しているのか、その理由を貴社に問い合わせしております。

この件について、上記報道機関とは無関係という理解でよろしいでしょうか。

また、大場氏が指摘されている貴社内部者しか知り得ない情報が記載された資料を週刊誌の記者が所持していたとの点について、信じたくはありませんが、貴社から当該内部情報の漏洩がなされた可能性はないでしょうか。以上、ご回答ください。

## （2）重要提案行為の内容について

前回の回答書でも申し上げましたが、貴社は、新型コロナ感染症の流行以前から、業績予想の大幅な下方修正を繰り返す傾向にある一方、株主に向けて中期経営計画等の公表も行ってはおりません。そのため、貴社経営陣が、毎期、業績予想の策定をどのように行っているのか、また、その実現のため、どのようにアクションプランを組み立て、それを実行に移して来たのか、業績結果の予実分析をどのように行い、来期以降に向けてどのような形で改善に役立てているのか等々、貴社の一株主として、疑問点が山ほどございます（これらの疑問は当社のみならず、一般株主における共通の疑問点であると思料します）。

そのため、当社としましては、貴社経営陣が過去及び将来における貴社業績及び株価等について、どのようなお考えをお持ちなのか等々、先ずは面談にてお話を伺った上で、貴社の潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けられるために必要となる重要提案行為等を行いたいと考えております。

加えて、後述しますが、貴社は、前回の回答書における当社からの質問事項に対して、およそ十分なご回答をいただけてはおりません。従いまして、重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることは出来かねます。

また、尾端がアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を辞任した理由につきましては、同社と貴社とでは当然、個々の事情が異なりますので、そもそも回答の必要性がないご質問であると考えますし、他社に関する事象でありますので当社の立場からは回答いたしかねますことを重ねて申し上げます。

## （3）当社ウェブサイトでの貴社従業員に対する呼びかけの中止要請について

当社は、企業が持続性をもって業績を向上させて成長していくためには、そこで働く一人一人の個性を尊重するとともに、働きがいのある職場環境を提供することが必要不可欠であり、貴社の主要株主として、貴社従業員の皆様には、十分に安心かつ満足できる労働条件・職場環境の下、日々の業務にやり甲斐をもって取り組んでいただきたい、また、少しでも貴社で長く勤務していただきたいと願っております。

そして、純粹にそのような思いから、貴社従業員の皆様に向けて、現在の労働条件や職

場環境などに対する評価・問題点・要望や改善提案など、幅広い率直なご意見を募っているものでありますので、「社内情報の漏洩を推奨している」、「従業員に対して社内情報の漏洩を教唆している」といった貴社のご指摘はまったくの事実無根でありますし、当社がそのようなことを期待して上記取組みを実践していると思われること自体、極めて心外です。

したがって、上記取組みに対する貴社の中止要請には応じかねます。

むしろ、上記のような当社の取組みに対し、歪曲した評価・印象を与えて中止に追い込もうとしていること自体、現経営陣たちが自社の従業員の方々を信頼していないのではないか、若しくは、現経営陣たちにとって何か都合の悪い事実が存在しているのではないか、などと一般株主や投資家の皆様方及び従業員の方々に邪推されても致し方ない行為であり、貴社の筆頭株主として大変憂慮しております。

## 2 当社からの質問に対する貴社の回答について

### (1) 大量保有報告書の提出懈怠及び当社の法令遵守状況に係る質問について

当社として、既に十分説明は尽くしていると認識しておりますが、以下、貴社のご認識のうち誤りの点を指摘させていただきますと、「敢えて」大量保有報告書の提出よりも先に、変更登記の申請を行ったものではありません。

その当時、尾端においては、期限（令和4年4月4日）までに大量保有報告書を提出する必要があることを認識していましたが、同年3月30日の登記申請後に、当社においてE D I N E Tコードが未取得であることが発覚し、これを取得するための手続が別途必要であることが分かりました。しかし、その時点では既に登記変更手続中であったため、当社の履歴事項証明書を入手することができず、そのため、E D I N E Tコードの取得の手続を行うことができませんでした。その結果、同年4月11日に登記手続が、同月14日にE D I N E Tコードの取得がそれぞれ完了し、同日、大量保有報告書の提出に至ったものです。したがって、どちらかを選択できるという認識の下、「敢えて」大量保有報告書の提出に先んじて変更登記手続の申請を行ったものではありません。

なお、貴社は、当社に対し、法令違反の有無について網羅的に確認を求められている一方、過去に他の大株主に対して法令違反の有無に関する同様の質問をしたことは無いこと、その理由として、本件のように法定開示書類の適法性に関して疑惑のある貴社株式に係る買い集めが過去に行われたことがなかったためにすぎない旨ご回答されておりますが、どうしてそのような疑惑がある場合に限って上記質問の必要があり、また、それ以外の場面ではその必要がないのでしょうか。貸借対照表公告の欠缺などの法令違反について何か質的な違いが生じるのでしょうか、その点、当社からのご質問に正面からご回答されていないものと思料されますので、改めてお尋ねいたします。

また、当社を非難される以上、貴社の現経営陣におかれでは、ご自身において過去に同様の法令違反行為など一切存在するはずはないものと思料いたしますが、念のため確認さ

せていただきますと、例えば、貴社代表取締役社長の長堀慶太氏の住所地（東京都文京区湯島二丁目 30 番 1 号）と本店所在地を一にする大株主「長堀クリエイト株式会社」については、少なくとも同社が貴社の大株主となる 10 年以上前から現在に至るまで決算公告等の義務を怠ったことは一度もないという理解でよろしいでしょうか。

万が一、決算公告等の法令上の義務の履践を怠ったことがあるとした場合、同社については不問とされている理由及び自らが義務を怠っておきながら他者を非難される材料としていることに関して、どのようなお考えをお持ちであるのかご教示ください。

#### （2）財務内容その他の未回答について

上記（1）と同様、当社が貴社株式の取得を開始する以前においても状況としては何ら異なるものではなく、貴社の大株主に関する情報については、「貴社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報」であるものと思料しますので、その点につきましても、併せてご回答をお願いいたします。

なお、実質的支配者リストの提出につきましては、既に法務局に申出書を提出しておりますが、未だ手続中であり、入手できた段階で速やかに提出いたします。

#### （3）外部専門家への委嘱について

貴社及び貴職らは、外部専門家報酬の契約内容の開示につき、「必要性・関連性が薄い」とご説明されておりますが、前回の回答書にて当社が掲示させていただいた他社事例における報酬金額の規模感並びに貴社のここ最近の財政状態及び経営成績に鑑みますと、仮に同程度の報酬支払義務が貴社に生じた場合、貴社の財政状態及び経営成績にとって極めて重大なインパクトを与える可能性があると考えます。そして、そのような重大なインパクトが生じる可能性がある貴社が締結済みの委嘱契約の内容については、常識的に考えて、一般の株主及び投資家における重大な関心事であり、今後の投資判断の参考に資するものであることは間違いないと思料します。それにもかかわらず、株主や投資家に向けて開示することの「必要性・関連性が薄い」というのは、如何なる理由に基づくものなのでしょうか、俄かには理解することができません。

また、貴社及び貴職らは、契約上の守秘義務に反する旨ご回答されておりますが、少なくとも、貴社と貴職らとの間で締結された委嘱契約に関しては、貴社及び貴職らのどちらかが反対しない限り、守秘義務に反すことなく開示が可能であると思料しますので、貴社及び貴職らが当該委嘱契約内容の開示について、守秘義務違反を持ち出すことは論理のすり替えであると考えます。

以上を踏まえて、貴社及び貴職らが、本件に係る外部専門家報酬を開示することの「必要性・関連性が薄い」と判断されるに至った理由の詳細についてご回答を要請するとともに、改めて、「株主共同の利益」のため、委嘱契約（少なくとも貴社と貴職らとの委嘱契約）の内容のご開示を要請させていただきます。

#### （4）その他の質問事項について

当社の回答書（3）の第2における各質問に対する貴社からのご回答の内容を拝見しましたが、端的に、質問に対する回答がなされていないもの若しくは回答の内容として不十分であるものが大半でした。その点、当社としては、これまでの貴社における株主ないし市場に向けた情報開示ないしアピールが極めて消極的かつ不十分であると認識しております。貴社経営陣が、これまでのご自身たちの開示姿勢が十分であるとのお考えを真実お持ちであるというのなら、それはそれでお互いの認識が大幅に乖離しているということに尽きますのでやむを得ませんが、折角の機会ですので、当社を批判するばかりでなく、貴社経営陣のこれまでの姿勢についても自ら十分であったとお考えであるのなら、確りと一般株主及び今後株主となる可能性のある投資家の方々に向け、自己を正当化させるための情報発信を積極的になされることが望ましいと思料します。

そこで、以下では、貴社からの当該項目に係る回答内容を整理させていただいた上で、改めて当社から質問をさせていただくとともに、株主の投資判断、ひいては「株主共同の利益」に資するとの観点から、追加的に質問をさせていただきますので、ご回答の程よろしくお願ひいたします。無論、その内容については、当社における今後の重要提案行為等の参考にさせていただく所存です。

#### （質問事項1）

質問：貴社の2022年3月期連結業績予想数値の算定根拠

ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします。

なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください。

#### （質問事項2）

質問：貴社の2022年3月期連結業績の実績（営業利益及び経常利益）が上記1の貴社業績予想を大幅に下回る結果となった理由

ご回答：決算短信に記載のとおり（決算短信の内容を転記）

大前提として、質問事項1に対する回答がなされて初めて意味を有する説明であると考えますので、改めて質問事項1に対する回答を踏まえて、どの点がどれだけ予想に反していたのかについてのご説明をお願いいたします。

仮に、業績予想を下回る結果となった点に関する株主への説明として、決算短信に記載されている内容のみで十分足りるとのお考えをお持ちであるということであれば、その旨ご回答ください。

#### （質問事項3）

質問：貴社の2023年3月期連結業績予想数値（売上高17,000百万円、営業利

益400百万円、経常利益350百万円、当期純利益200百万円)の算定根拠  
ご回答:「中期経営計画」をベースに構造改革を進め、収益の改善を続けることを見込んで決算短信で開示したような業績予想を提示した

大前提として、そもそも貴社が業績予想のベースにしたとされる「中期経営計画」が株主に向けて開示されていない以上、業績予想の根拠が何も示されておりませんので、事実上、回答されていないことと変わりません。

については、「株主共同の利益」のため、「今後」からではなく、既に策定済みであるにもかかわらず敢えて非開示とされている「中期経営計画」をご開示いただくとともに、貴社が今後見込まれている「収益の改善」計画の内容及びその具体的な影響額等の詳細について、ご説明ください。併せて、中期経営計画の策定日(取締役会決議日)についてもご開示ください。

なお、既に策定済みの「中期経営計画」の開示ができ兼ねるということであれば、その理由をご説明ください。

#### (質問事項4)

質問:上記3の業績予想数値に、外部専門家報酬の影響が考慮されているか否か  
ご回答:不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。  
については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします。

なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください。

#### (質問事項5)

質問:貴社において、長らく業績不振が続く一方、株主に向けて中期経営計画等の公表を行ってこなかった理由  
ご回答:不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。  
については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします。

なお、貴社は「今後は株主・投資家の皆様に向けて中期経営計画の詳細の開示を行うことも検討して」いる旨述べられていますが、仮に、「これまで」はその必要がなかったが、「今後」はその必要性があるとのお考えであるとするならば、その理由をご説明ください。

加えて、「今後」に関しても、中期経営計画の開示については、飽くまで検討中とのことです  
が、「今後」については、少なくともその必要性があるとの認識をお持ちであるにもかかわらず、開示することを確約できない理由について、ご説明ください。

#### (質問事項6)

質問：貴社において、これまで業績の下方修正が繰り返されてきた原因について、どのように考えているのか。さらに、貴社は質問状（4）において、「当然のことながら、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、適時・適切に開示を行ってまいります。」と述べられていますが、これまでの貴社の業績予想の修正について、適切に適時開示が行われていると認識されているのかどうか  
ご回答：不見当

残念ながら、当社では当該質問に対する貴社のご回答を見つけることができませんでした。については、「株主共同の利益」のため、ご回答をお願いいたします。  
なお、回答できないということであれば、その理由をご説明ください。

#### （質問事項 7－追加質問）

貴社は、質問状（4）において、策定済みの「中期経営計画」について、その「詳細」は公表していないが、「概要」は事業報告の対処すべき課題において示している旨ご説明されております。しかしながら、当社においては、どの部分がこれに該当するものであるのか確認することができませんでした（当社の認識では、通常の意味における中期経営計画とは、中期、すなわち向こう3～5年程度の期間に係る具体的な数値目標を意味し、逆に具体的な数値目標を示さない中期経営計画というものを見たことはございません。）。

については、貴社の第60期及び第61期の各事業報告の「対処すべき課題」において、貴社が「中期経営計画」をご説明されている部分を、具体的にお示しください。

#### 3 「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図について

貴社HPにて公表されている「リ・ジェネレーション及び布山氏らの関係性」と題する関係図について、貴社も既に把握済みかと存じますが、当社の代表である尾端がFHTホールディングスの執行役員を勤めていたのは2013年までであり、離職してから既に9年を経過しております。離職してから現在に至るまで、同社との取引は一切なく、また、同社は社名・本店所在地・筆頭株主・社長が何度も変わっている中で、現在の会長とされる車氏や社長とされる森氏、「かつての」（いつかは知りませんが）筆頭株主とされる江川氏と関係性があるなどといった貴社の主張は、強引かつ不合理極まりない推測であり、言いがかりもいいところです。無論、尾端において彼らとの間に面識はありません。

以上、この点についても、当社と無関係な者を引き合いに出されていることにつき、厳重に抗議させていただきます。

草々